

周南市徳山中央浄化センター再構築事業

競争的対話実施要領

令和 5 年 3 月

周南市上下水道局

目次

第1 目的	1
第2 参加単位	1
第3 事前手続き	1
1. 申込方法	1
2. 提出先	1
第4 実施予定日および会場	2
1. 実施予定日	2
2. 会場	2
3. 時間	2
第5 競争的対話実施者	2
1. 応募者	2
2. 発注者	2
第6 競争的対話の進め方	2
1. 時間の配分	2
2. 当日の進行	2
第7 留意事項	3

第1 目的

周南市徳山中央浄化センター再構築事業（以下「本事業」という。）に関する競争的対話は、本事業において、周南市上下水道局（以下「市」という。）及び応募者が十分な意思疎通を図ることにより、応募者が本事業に対する理解を深めるとともに、市の意図と応募者の提案内容との間に齟齬が生じないようにすることなどを目的とする。

なお、応募者が提案事項を発表する場ではないことに留意すること。また、競争的対話への参加の有無や内容は、優先交渉権者を選定する際の審査に影響しない。

第2 参加単位

- (1) 本事業の参加資格があると認められた応募者（企業グループ）単位とする。
- (2) 応募者（企業グループ）内の全ての企業の参加は義務付けないが、代表企業は必ず参加すること。
- (3) 参加人数は15名以内とする。

第3 事前手続き

1. 申込方法

競争的対話への参加を希望する応募者は、令和5年3月24日（金）までに「競争的対話申込書」と第1回の「競争的対話の議題」を電子メールにて提出すること。メールの件名は、「【応募者記号】競争的対話申込書及び第1回議題」とすること。

また、第2回の「競争的対話の議題」は、第1回の議事録とあわせて、対話開催日の1週間前までに電子メールにて提出すること。メールの件名は、「【応募者記号】第2回議題及び第1回議事録」とすること。

2. 提出先

周南市上下水道局 下水道施設課 徳山中央浄化センター再構築推進室
〒745-0814 山口県周南市鼓海三丁目118番22 徳山東部浄化センター内
電話：0834-26-1517
電子メール：gesuishise@city.shunan.lg.jp
本事業のホームページ(<https://www.city.shunan.lg.jp/site/ws-top/57661.html>)

第4 実施予定日及び会場

1. 実施予定日

第1回：令和5年4月13日（木曜日）、4月14日（金曜日）

第2回：令和5年4月27日（木曜日）、4月28日（金曜日）

※進捗状況により、第3回を開催する場合がある。

2. 会場

徳山東部浄化センター 2階 会議室

なお、待合室を用意していないため、開始10分前に集合すること。

3. 時間

1グループあたり90分とする。

第5 競争的対話実施者

1. 応募者

代表企業、構成企業、協力企業に所属する担当者（事前に届け出た参加希望者とする。）

2. 発注者

市担当者、アドバイザー業務委託企業担当者

第6 競争的対話の進め方

1. 時間の配分

(1) 競争的対話の時間に、入室・説明準備、注意事項等の説明及び退室の時間を含む。

(2) 入室・説明準備の時間が想定時間を上回った場合でも競争的対話終了時間は変更しないため、速やかに入室及び資料配付等の準備をすること。

(3) 応募者間の公平性を確保するため、質疑応答の途中であっても、予定時間を経過した時点で対話は終了する。ただし、議題ごとの時間制限は設けない。

2. 当日の進行

(1) 全体の司会進行は、市側で行う。

(2) まず、議題ごとに応募者から背景・趣旨、確認内容等の説明をする。続いて、発注者から必要に応じて確認、質問等をする。発注者からの応答を受け、必要に応じて、再度の質問と応答を行う。その後、次の議題に移るという進行とする。

第7 留意事項

- (1) 議題の内容は、応募者の任意とする。競争的対話では、発注者は、応募者から事前に提出された「競争的対話の議題」において、募集要項等を満たすものであるか否かについて回答するが、提案内容の優劣などについて個別のアドバイス等を行わない。なお、確認のために時間を要するものについては、後日の回答とする場合がある。
- (2) 「競争的対話の議題」に記載がない質問や、「競争的対話の議題」に記載があっても、時間内に対話が行われなかった内容については、原則として回答を行わない。
- (3) 対面・口頭による意見交換を原則とするが、市及び応募者相互の意思疎通を円滑にするために、応募者が競争的対話の場で、図や資料等を書面で提示することは可とする。ただし、その場合は「競争的対話の議題」と同時に電子データ（PDF形式）を提出すること。当日競争的対話の席上で、応募者が新たな図面、資料等を配付することは認めない。ただし、事前に提出された資料と同一であれば、拡大した図面、資料等のパネル等を持ち込むことは妨げない。競争的対話当日は発注者分の資料を10部持参すること（応募者分の資料は、必要部数を適宜用意すること）。
- (4) 特別な理由がない限りの入退室、携帯電話の使用及びカメラの使用は認めない。ただし、録音機の使用は認める。
- (5) 応募者は、競争的対話実施後速やかに議事録を「競争的対話の議題」の回答欄に記載すること。なお、対話終了5分前には協議を終了し、その場で議事録の概要について双方で確認する。応募者は、議事録を（第1回分は第2回議題の送付時、第2回分は実施後1週間以内に）電子メールにて提出すること。市は、応募者が作成した議事録を、競争的対話の結果公表のために使用する。また、提出された議事録の内容に関して、記載趣旨を明確化するため、問い合わせや修正依頼等を行うことがある。
- (6) 競争的対話の結果は、応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものを除き、競争的対話の実施後、令和5年5月26日（金）（予定）にホームページで公表する。
- (7) 競争的対話における市の回答は、ホームページで公表した内容を正式回答とする。